千葉県立保健医療大学学則

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　組織（第３条～第１９条）
第３章　学年、学期及び休業日（第２０条～第２２条）
第４章　修業年限及び在学年限（第２３条・第２４条）
第５章　入学（第２５条～第３３条）
第６章　教育課程、単位及び履修方法（第３４条～第４０条）
第７章　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第４１条～第４７条）
第８章　卒業、学位及び資格（第４８条～第５０条）
第９章　賞罰（第５１条・第５２条）
第１０章　科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生（第５３条～第５９条）
第１１章　入学検査料、入学料、授業料等（第６０条～第６７条）
第１２章　補則（第６８条～第７１条）
附　則

第１章　総則

（目的）

第１条　千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。）は、保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。

３　自己点検・評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

４　本学は、第１項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０９条第２項の規定により、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。

５　第１項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第２章　組織

（学部、学科等及び学生定員）

第３条　本学に、健康科学部（以下「学部」という。）を置く。

２　学部に設置する学科及び専攻、入学定員、編入学定員及び編入学する年次並びに収容

定員は、次のとおりとする。

学科・専攻	入　学 定　員	編入学定員 (年次)	収　容 定　員
看護学科	80 人	10 人 (３年次)	340 人
栄養学科	25 人		100 人
歯科衛生学科	25 人		100 人
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学科			
理学療法学専攻	25 人		100 人
作業療法学専攻	25 人		100 人
計	180 人	10 人	740 人

（学部及び学科の目的）

第４条　学部は、本学の目的を踏まえ、生涯にわたり総合的に保健医療を発展させようとする意欲及び科学的真理を追究する力を育むとともに、専門的知識、技術、実践力及び指導力を身につけ、多様な分野で他の専門職と自在に連携、協働しながら、総合的な健康づくりの推進力となる保健医療の専門職を育成し、保健医療の発展に寄与する。

２　看護学科は、学部の目的を踏まえ、看護学に係る専門的知識及び技術を身につけ、確かな看護実践能力を的確に発揮できる人材を育成する。また、看護専門職として主体的に業務に取り組む力を養うとともに、人々の健康や保健医療及び福祉の向上と看護学の発展に貢献する人材を育成する。

３　栄養学科は、学部の目的を踏まえ、生命科学を基本とし、栄養学を総合的に教授研究し、栄養学と保健医療の発展に貢献する。また、栄養学の専門的知識、技術を総合的に身につけ、健康の保持増進及び疾病予防のための栄養指導を通じて、個人、家族及び地域社会の健康づくりに貢献できる人材を育成する。

４　歯科衛生学科は、学部の目的を踏まえ、人の健康について総合的に理解の上、歯科衛生に関し、科学的な根拠に基づく専門的知識、確実な技術力とともに実践力を身につけ、地域の人々の生涯にわたる健康の維持、向上に貢献できる人材を育成するとともに、歯科衛生学の発展に寄与する。

５　リハビリテーション学科は、学部の目的を踏まえ、地域で生活する人々がその地域で高い生活の質を維持することができるように、科学的根拠に基づく専門的知識、技術及び技能とともに実践力を身につけた人材を育成する。また、リハビリテーションに係る課題解決に主体的に取り組むとともに、その発展に貢献できる人材を育成する。

（学生部）

第５条　本学に、学生部を置く。

（図書館）

第６条　本学に、図書館を置く。

２　図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（歯科診療室）

第７条　歯科衛生学科に、歯科診療を行う施設（以下「歯科診療室」という。）を置く。

２　歯科診療室に関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）
第８条　本学に、事務局を置く。
（職員）
第９条　本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。
（部局長等）
第１０条　学部に学部長を、学生部に学生部長を、図書館に図書館長を、歯科診療室に歯科診療室長を、事務局に事務局長を置く。
２　学部の各学科に学科長を置く。
３　リハビリテーション学科に、理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長（以下「専攻長」という。）を置く。
（学長等の職務）
第１１条　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
２　副学長は、本学の教授をもって充て、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
３　学部長は、当該学部の教授をもって充て、当該学部に関する校務をつかさどる。
４　学生部長は、本学の教授をもって充て、学生の厚生補導に関する事項をつかさどる。
５　図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館に関する事項をつかさどる。
６　歯科診療室長は、本学の教授（歯科医師）をもって充て、歯科診療室における歯科診療業務全般をつかさどる。
７　学科長は、当該学科の教授をもって充て、当該学科に関する事項をつかさどる。
８　専攻長は、当該専攻の教授をもって充て、当該専攻に関する事項をつかさどる。
９　事務局長は、事務局の事務をつかさどる。
１０　第１項から第８項までに規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。
（名誉教授）
第１２条　学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。
２　名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。
（客員教授）
第１３条　本学に、客員教授を置くことができる。
２　客員教授に関し必要な事項は、別に定める。
（評議会）
第１４条　本学に、評議会を置く。
２　評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。
(1)　学長
(2)　副学長
(3)　学部長
(4)　事務局長
(5)　千葉県健康福祉部長
(6)　学外有識者で知事が委嘱する者
３　前項第６号の評議員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　評議会は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第１号）の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
(1)　本学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
(2)　学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
(3)　本学の予算及び決算に関する事項
(4)　学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
(5)　教員の人事の方針に関する事項
(6)　本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
(7)　その他本学の運営に関する重要事項
５　前各項に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）
第１５条　学部に、教授会を置く。
２　教授会は、学部の教授をもって構成する。
３　教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了
(2)　学位の授与
(3)　前２号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
４　教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
５　前各項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（学内委員会）
第１６条　本学に必要な学内委員会を置くことができる。
２　学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（学科等運営会議等）
第１７条　学部の各学科における教育研究活動を円滑に行うため、学科運営会議を置くことができる。
２　学部に、共通教育（一般教養科目、保健医療基礎科目及び医学系科目をいう。）を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、共通教育運営会議を置くことができる。
３　学部に、特色科目を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、特色科目運営会を置くことができる。
４　学科運営会議、共通教育運営会議及び特色科目運営会に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営会議）
第１８条　本学に、適正で効率的な大学運営を図るため、大学運営会議を置く。
２　大学運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営懇談会）
第１９条　本学に、本学の運営に関する事項について意見を聴くため、大学運営懇談会を

置く。
２　大学運営懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）
第２０条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
（学期）
第２１条　学年を次の２学期に分ける。
前期　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から翌年３月３１日まで
（休業日）
第２２条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。
⑴　日曜日及び土曜日
⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
⑶　開学記念日
⑷　春季休業日　３月２２日から３月３１日まで
⑸　夏季休業日　８月１日から９月３０日まで
⑹　冬季休業日　１２月２４日から翌年１月７日まで
２　学長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。
３　学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第４章　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第２３条　本学の修業年限は、４年とする。
（在学年限）
第２４条　学生は、８年を超えて在学することができない。ただし、第３０条の規定により入学した者にあっては４年、第３１条の規定により入学し、又は第３２条の規定により転学科し、若しくは転専攻した者にあっては、第３３条の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第５章　入学

（入学の時期）
第２５条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第３号、第４号及び第６号のいずれかに該当する者及び編入学、転入学又は再入学により入学する者については、学期の始めとすることができる。
（入学資格）
第２６条　本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
⑵　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3)　外国において学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(6)　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１５０条第４号の規定により文部科学大臣の指定した者
(7)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(8)　学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
(9)　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの

（入学志願の手続）

第２７条　本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検査料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選考及び合格者の決定）

第２８条　学長は、前条の規定により入学を志願する者に対し、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第２９条　前条の決定により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

２　学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

（編入学）

第３０条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。
(1)　大学を卒業した者又は退学した者
(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
(3)　学校教育法第１３２条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
(4)　学校教育法施行規則附則第７条第１項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

２　前項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学及び再入学）

第３１条　学長は、本学に転入学及び再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

２　前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転学科等）

第３２条　学長は、他の学科に転学科を志願し、又は他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転学科又は転専攻を許可することができる。

２　前項の規定により転学科又は転専攻を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

３　前各項に定めるもののほか、転学科又は転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

（既に履修した授業科目等の取扱い）

第３３条　前３条の規定により入学又は転学科若しくは転専攻を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て別に定める。

第６章　教育課程、単位及び履修方法

（授業科目）

第３４条　授業科目の種類及び単位数は、別表第１のとおりとする。

２　前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第３５条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

(3)　講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前２号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

（単位の授与）

第３６条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第２項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

２　単位の認定方法に関し必要な事項は、別に定める。

（成績の評価）

第３７条　授業科目の評価は、S、A、B、C 又はＦをもって表し、S、A、B 及びＣを合格とする。ただし、別に定める段階評価に適さない授業科目の評価は、P 又はＦをもって表し、P を合格とすることができる。

（他大学等における授業科目の履修等）

第３８条　学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、

６０単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
３　前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第３９条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項の規定により与えることができる単位数は、前条第１項及び第２項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
３　前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第４０条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第３８条第１項及び第２項並びに前条第１項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。
４　前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第７章　休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

（休学）
第４１条　学生は、疾病その他やむを得ない理由のため引き続き２か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて学長に提出し、学長の許可を受けて休学することができる。
２　学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。
（休学期間等）
第４２条　休学の期間は、１年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は、通算して４年を超えることができない。
３　休学期間は、第２４条の在学年限に算入しない。
（復学）

第４３条　第４１条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第４４条　学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第４５条　外国の大学、短期大学等に留学を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

２　前項の規定により留学した期間は、第４８条第１項に規定する在学期間に含めることができる。

３　第１項の規定による留学により修得した単位の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（退学）

第４６条　学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第４７条　学長は、次の各号のいずれかに該当する者を教授会の議を経て、除籍することができる。

(1)　第２４条に規定する在学年限を超えた者

(2)　第４２条第１項に規定する休学期間を満了しても手続をしない者

(3)　第４２条第２項に規定する休学期間を超えた者

(4)　授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(5)　死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第８章　卒業、学位及び資格

（卒業）

第４８条　学長は、本学に４年（第３０条から第３２条までの規定により入学又は転学科若しくは転専攻した学生については、別に定める年限）以上在学し、別表第１に定める授業科目を履修し、かつ、別表第２に定める単位数を修得した学生について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

２　学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

（学位）

第４９条　学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

２　前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

学科（専攻）	学位
看護学科	学士（看護学）
栄養学科	学士（栄養学）
歯科衛生学科	学士（歯科衛生学）
リハビリテーション学科	
理学療法学専攻	学士（理学療法学）
作業療法学専攻	学士（作業療法学）

（資格）

第５０条　看護学科の課程を修了した者は、保健師国家試験及び看護師国家試験を受験する資格を取得することができる。
２　栄養学科の課程を修了した者は、栄養士の免許を受ける資格及び管理栄養士国家試験を受験する資格、並びに食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取得することができる。
３　歯科衛生学科の課程を修了した者は、歯科衛生士国家試験を受験する資格を取得することができる。
４　リハビリテーション学科理学療法学専攻の課程を修了した者は、理学療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
５　リハビリテーション学科作業療法学専攻の課程を修了した者は、作業療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
６　看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、助産師国家試験を受験する資格を取得することができる。
７　栄養学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得することができる。

第９章　賞罰

（表彰）
第５１条　学長は、学生として表彰に値する行為のあった者を教授会の議を経て、表彰することができる。
（懲戒）
第５２条　学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を教授会の議を経て、懲戒することができる。
２　懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2)　成績不良で成業の見込みがないと認められる者
(3)　正当な理由なく出席が常でない者
(4)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
４　学生に対する第２項の退学、停学及び訓告に関し必要な事項は、別に定める。

第１０章　科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生

（科目等履修生）
第５３条　学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。
２　学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
３　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第５４条　学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修

することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講学生として受け入れることができる。
２　学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。
３　特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。
（聴講生）
第５５条　学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。
２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。
（研修生）
第５６条　学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。
２　研修生に関し必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第５７条　学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。
２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第５８条　学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。
２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。
（入学の時期等）
第５９条　入学の時期は、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生にあっては学期の始めとし、研究生にあっては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。
２　受入れの時期は、特別聴講学生にあっては学期の始めとし、研修生にあっては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

第１１章　入学検査料、入学料、授業料等

（入学検査料等の額）
第６０条　入学検査料、入学料及び授業料その他の費用の額は、使用料及び手数料条例（昭和３１年千葉県条例第６号）の定めるところによる。
（授業料の納入）
第６１条　学生の授業料は、学期ごとに、年額の２分の１に相当する額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。ただし、学長が特別な事情があると認める場合は、３回以上に分割して納入することができる。
２　科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の授業料は、履修し、又は聴講する単位分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

３　研究生の授業料は、研究する期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

（研修料の納入）

第６２条　研修料は、研修を受ける期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

（学年途中で卒業等をした者の授業料）

第６３条　前期又は後期の途中において、卒業、退学若しくは転学した者又は除籍された者は、当該学期分の授業料を納入しなければならない。

（復学及び編入学等の場合の授業料）

第６４条　前期又は後期の中途において、復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の当該学期分の授業料の額は、年額の１２分の１に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

（休学等の場合の授業料）

第６５条　学生が月の全日数を休学する場合は、授業料の年額の１２分の１に相当する額の授業料を免除する。

２　学生が留学する場合の授業料については、別に定める。

（入学料の減免）

第６６条　学長は、経済的理由により入学料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第５条第３項の規定により、入学料の全部又は一部の免除（以下「入学料の減免」という。）をすることができる。

２　入学料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料の減免等）

第６７条　学長は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第５条第３項又は第６条の規定により、授業料の分納の許可、徴収の猶予又は全部若しくは一部の免除（以下「授業料の減免等」という。）をすることができる。

２　授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

第１２章　補則

（公開講座等）

第６８条　本学は、教育研究の成果を広く地域社会に還元し、県民の教養を高め、文化の向上に寄与するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うものとする。

２　公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

（受託研究及び共同研究）

第６９条　本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

２　受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

（福利厚生施設）

第７０条　本学に、学生の福利厚生に資するため、医務室、学生相談室その他の福利厚生

施設を置く。

（委任）

第７１条　この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第１及び別表第２の適用については、従前の学則による。

附　則

１　この学則は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第１及び別表第２の適用については、従前の学則による。

附　則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する。

２　別表第１及び別表第２の対象となる者は、平成２５年４月１日以降に入学した者で、この学則の施行の際現に在籍している者とする。

（経過措置）

３　この学則の施行日前に現に在籍している者で、平成２５年４月１日より前に入学した者に対する別表第１の適用については、なお平成２４年４月１日に施行された学則による。

附　則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第１及び別表第２の適用については、従前の学則による。

附　則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第１及び別表第２の適用については、従前の学則による。

附　則

この学則は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和７年１０月１日から施行する。

２　別表第１及び別表第２の対象となる者は、令和７年４月１日以降に入学したものであって、この学則の施行の際現に在籍しているものとする。

（経過措置）

３　この学則の施行の日前に現に在籍している者であって令和７年４月１日前に入学したもの及び編入学によりこの学則の施行の日から令和９年３月３１日までの間に在籍することとなった者に対する別表１及び別表２の適用については、なお従前の例による。

別表第１（第３４条）

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
健康科学部　看護学科						
特色科目		体験ゼミナール	1			
		千葉県の健康づくり	1			
		専門職間の連携活動論	1			
		社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2		
		哲学		2		
		文学		2		
		歴史と文化		2		
		生命倫理		2		
		宗教学		2		
		教育学		2		
		人間関係論		2		
		コミュニケーション理論と実際		2		
		健康スポーツ科学		1		
		生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2		
		法学（日本国憲法）		2		
		社会学		2		
		文化人類学		2		
		経済学		2		
		国際関係論		2		
		社会福祉学		1		
		国際的な健康課題		1		
		人権・ジェンダー		2		
		科学論		2		
		環境変化と生態		2		
		観察生物学入門		2		
		生物学		2		
		物理学		2		
		化学		2		
	情報理解群	統計学	1			
		情報リテラシーⅠ	1			
		情報リテラシーⅡ		1		
		情報倫理		1		
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1		
		英語Ⅱ（英会話）		1		
		英語Ⅲ（講読・記述）		1		
		英語Ⅳ（英語コミュニケーション）		1		
		英語Ⅴ（保健医療英語）	2			
		英語Ⅵ（応用英語）		1		
		英語Ⅶ（上級英語）A		1		
		英語Ⅶ（上級英語）B		1		

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論	1			
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康			1	
		薬理学Ⅰ（総論）	1			
		薬理学Ⅱ（各論）	1			
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）	1			
		微生物学Ⅰ（総論）	1			
		微生物学Ⅱ（各論）	1			
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）	1			
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）	1			
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）	1			
		保健医療情報論	1			
		リハビリテーション概論		1		
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学		1		
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論	1			
	専門基礎科目	人体の構造と機能Ⅰ（総論、外皮・免疫系、消化器系、呼吸器系）	1			
		人体の構造と機能Ⅱ（循環器系、腎・泌尿器系、内分泌系、生殖器系）	1			
		人体の構造と機能Ⅲ（造血器系、骨・筋肉系、神経系、感覚器系）	1			
		病態学Ⅰ（内科系疾病論）	2			
		病態学Ⅱ（外科系疾病論）	2			
		病態学Ⅲ（高齢者・精神疾病論）	1			
		臨床検査論	1			
	基礎看護科目	看護学入門	1			
		看護学原論	1			
		看護倫理	1			
		看護技術論Ⅰ（生活援助技術）	2			
		看護技術論Ⅱ（フィジカルアセスメント技術）	1			
		看護技術論Ⅲ（検査治療技術）	2			
		看護技術論Ⅳ（看護過程展開技術）	1			
		看護技術論Ⅴ（統合技術演習）	1			
		日常生活調整方法論		1		
		看護学入門実習	2			
		基礎看護学実習	2			
	医療生活支援	臨床看護学概論	1			
		臨床看護学方法論Ⅰ（急性期・がん）	2			
		臨床看護学方法論Ⅱ（慢性期・終末期）	2			
		臨床看護学方法論Ⅲ（臨床看護技術演習）	1			
		終末期ケア論		1		
		急性期看護学実習	2			
		慢性期看護学実習	3			

専門科目	実践看護科目	療養生活支援	精神看護学概論	1			
			高齢者・在宅看護学概論	1			
			高齢者看護学方法論Ⅰ	1			
			在宅看護学方法論Ⅰ	1			
			高齢者看護学方法論Ⅱ	1			
			在宅看護学方法論Ⅱ	1			
			精神看護学方法論Ⅰ	1			
			精神看護学方法論Ⅱ	1			
			退院支援論		1		
			高齢者看護学実習	3			
			在宅看護学実習	1			
			精神看護学実習	2			
		健康生活支援	地域看護学概論	2			
			地域看護学方法論Ⅰ	1			
			地域看護学方法論Ⅱ	2			
			地域看護学方法論Ⅲ	1			
			地域看護学実習	3			
			看護政策論	1			
		育成支援	育成期看護概論	1			
			小児看護学方法論Ⅰ	1			
			小児看護学方法論Ⅱ	1			
			小児地域ケア論		1		
			周産期看護方法論Ⅰ	1			
			周産期看護方法論Ⅱ	1			
			育成期看護実習	3			
			助産学概論		1		
			助産診断・技術学Ⅰ		1		
			助産診断・技術学Ⅱ		2		
			助産診断・技術学Ⅲ		3		
			助産診断・技術学Ⅳ		2		
			助産学実習Ⅰ（産婦ケア体験）		1		
			助産学実習Ⅱ（継続支援）		2		
			助産学実習Ⅲ（産婦ケア）		3		
	発展看護科目		看護管理論	1			
			災害看護学	1			
			看護キャリア発達論	1			
			看護管理実習	1			
			総合実習	3			
			看護研究	2			
			看護学統合	1			
			リーダーシップ論	1			
			国際看護論		1		
			家族看護論		1		

別表第１（第３４条）

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
健康科学部　栄養学科						
特色科目		体験ゼミナール	1			
		千葉県の健康づくり	1			
		専門職間の連携活動論	1			
		社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2		
		哲学		2		
		文学		2		
		歴史と文化		2		
		生命倫理	2			
		宗教学		2		
		教育学		2		
		人間関係論		2		
		コミュニケーション理論と実際		2		
		健康スポーツ科学		1		
		生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2		
		法学（日本国憲法）		2		
		社会学		2		
		文化人類学		2		
		経済学		2		
		国際関係論		2		
		社会福祉学		1		
		国際的な健康課題		1		
		人権・ジェンダー		2		
		科学論		2		
		環境変化と生態		2		
		観察生物学入門		2		
		生物学		2		
		物理学		2		
		化学		2		
	情報解群	統計学	1			
		情報リテラシーⅠ	1			
		情報リテラシーⅡ		1		
		情報倫理		1		
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1		
		英語Ⅱ（英会話）		1		
		英語Ⅲ（講読・記述）		1		
		英語Ⅳ（英語コミュニケーション）		1		
		英語Ⅴ（保健医療英語）	2			
		英語Ⅵ（応用英語）		1		
		英語Ⅶ（上級英語）A		1		
		英語Ⅶ（上級英語）B		1		

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論			1	
		栄養学Ⅰ（基礎）			1	
		栄養学Ⅱ（応用）			1	
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）	1			
		薬理学Ⅱ（各論）	1			
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）	1			
		微生物学Ⅰ（総論）		1		
		微生物学Ⅱ（各論）		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）	1			
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）	1			
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）	1			
		リハビリテーション概論		1		
		救命・救急の理論と実際		1		
		画像診断学		1		
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論		1		
		保健医療情報論		1		
専門科目	専門基礎科目	管理栄養士導入教育	1			
		解剖生理学Ⅰ	2			
		解剖学実験	1			
		解剖生理学Ⅱ	2			
		生理学実験	1			
		生化学	2			
		栄養生化学	2			
		生化学実験	1			
		疾病論	2			
		高齢者医療論		1		
		食品学各論	2			
		食品学実験	1			
		食品学総論	2			
		食品化学実験	1			
		理化学概論		1		
		食品衛生学	2			
		食品衛生学実験	1			
		食品加工学	1			
		食品加工学実習	1			
		食品微生物学		1		
		食事設計と調理	2			
		食事設計と調理実習	1			
		調理実習	1			
		調理科学実験	1			
	基礎栄養学	基礎栄養学	2			
		基礎栄養学実習	1			
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2			
		応用栄養学Ⅱ	2			
		応用栄養学Ⅲ	2			
		応用栄養学実習	1			
		スポーツ栄養学		1		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2			
		栄養教育論Ⅱ	2			
		栄養教育論実習	1			
		栄養教育手法論	2			

	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2			
		臨床栄養学Ⅱ	2			
		臨床栄養学実習	1			
		栄養ケアマネジメント論	2			
		栄養ケアマネジメント論実習	1			
		臨床検査学	2			
		在宅栄養支援論		1		
		障害者栄養支援論		1		
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2			
		公衆栄養学Ⅱ	2			
		公衆栄養学実習	1			
		国際栄養学		1		
	給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2			
		給食経営管理論Ⅱ	2			
		給食経営管理実習	2			
		フードマネジメント論		1		
	総合演習	総合演習	1			
		栄養統計学	1			
		管理栄養士特別演習		2		
	研究	卒業研究	2			
	臨地実習	臨床栄養臨地実習	2			
		給食経営管理臨地実習	2			
		公衆栄養臨地実習		1		
		栄養管理臨地実習		1		
		事前指導	1			
		事後指導	1			

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
栄養教諭に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	食生活教育論			2	
		学校栄養教育論			2	
	教育の基礎的理解に関する科目	教職論			2	
		教育学概論			1	
		教育心理			2	
		教育制度論			1	
		カリキュラム論			1	
		特別支援教育論			1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法と技術			2	
		道徳・総合的な学習・特別活動論			1	
		生徒指導論			1	
		教育相談			2	
	教育実践に関する科目	教職実践演習（栄養教諭）			2	
		栄養教諭教育実習：事前・事後指導			1	
		栄養教諭教育実習			2	

別表第１（第３４条）

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
健康科学部　歯科衛生学科						
特色科目		体験ゼミナール	1			
		千葉県の健康づくり	1			
		専門職間の連携活動論	1			
		社会実習（ボランティア）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2		
		哲学		2		
		文学		2		
		歴史と文化		2		
		生命倫理	2			
		宗教学		2		
		教育学		2		
		人間関係論		2		
		コミュニケーション理論と実際		2		
		健康スポーツ科学	1			
		生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2		
		法学（日本国憲法）	2			
		社会学		2		
		文化人類学		2		
		経済学		2		
		国際関係論		2		
		社会福祉学		1		
		国際的な健康課題		1		
		人権・ジェンダー		2		
		科学論		2		
		環境変化と生態		2		
		観察生物学入門		2		
		生物学	2			
		物理学		2		
		化学		2		
	情報理解群	統計学	1			
		情報リテラシーⅠ	1			
		情報リテラシーⅡ		1		
		情報倫理		1		
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1		
		英語Ⅱ（英会話）		1		
		英語Ⅲ（講読・記述）		1		
		英語Ⅳ（英語コミュニケーション）		1		
		英語Ⅴ（保健医療英語）	2			
		英語Ⅵ（応用英語）		1		
		英語Ⅶ（上級英語）A		1		
		英語Ⅶ（上級英語）B		1		

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）	1			
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）	1			
		薬理学Ⅱ（各論）	1			
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）	1			
		微生物学Ⅰ（総論）	1			
		微生物学Ⅱ（各論）	1			
		発達心理学		1		
		臨床心理学		1		
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1		
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）		1		
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）		1		
		保健医療情報論		1		
		リハビリテーション概論	1			
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学		1		
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論		1		
専門科目	歯科衛生基礎	解剖学	2			
		生理学	2			
		内科学概論	1			
		高齢者医療論	1			
		口腔解剖学	2			
		口腔生理学	1			
		口腔病理学	1			
		口腔微生物学	1			
		歯科薬理学	1			
		口腔生化学	1			
		口腔衛生学	2			
		歯科診断学	1			
		歯科矯正学	1			
		歯科材料学	1			
		歯科保存学	2			
		歯周治療学	1			
		歯科補綴学	2			
		顎口腔外科学	2			
		口腔機能・臨床検査	1			
		歯科衛生基礎演習	1			
	生涯歯科衛生	歯科衛生学概論	2			
		チーム歯科医療論	1			
		歯科疾患予防学	1			
		発達歯科衛生学Ⅰ（小児・障害児）	2			
		発達歯科衛生学Ⅱ（成人・高齢者）	2			
		歯科衛生体験演習	1			
		歯科診療補助演習	2			
		歯科予防処置演習	2			
		顎口腔機能リハビリテーション論	1			
		顎口腔機能リハビリテーション演習	2			
		在宅歯科衛生管理論Ⅰ	1			
		在宅歯科衛生管理論Ⅱ		1		

	歯科衛生健康推進	歯科衛生アセスメント論	1			
		保健行動科学論	1			
		歯科保健指導･健康教育論	1			
		歯科保健指導演習Ⅰ	2			
		歯科保健指導演習Ⅱ	1			
		歯科衛生統計演習	1			
		地域歯科衛生学	1			
		地域歯科衛生演習	1			
		保健医療福祉行政論	2			
		国際歯科衛生学		1		
		歯科医療管理論		1		
		総合演習	1			
	臨床・臨地実習	歯科診療室基礎実習	2			
		歯科診療所実習	4			
		病院実習	3			
		継続・個別支援実習Ⅰ	2			
		継続・個別支援実習Ⅱ	2			
		発達歯科衛生実習Ⅰ（小児・障害児）	2			
		発達歯科衛生実習Ⅱ（成人・高齢者）	2			
		地域歯科衛生実習	1			
		歯科診療室総合実習Ⅰ	2			
		歯科診療室総合実習Ⅱ	2			
	研究	卒業研究Ⅰ	1			
		卒業研究Ⅱ	2			

別表第１（第３４条）

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
健康科学部　リハビリテーション学科　理学療法学専攻						
特色科目		体験ゼミナール	1			
		千葉県の健康づくり	1			
		専門職間の連携活動論	1			
		社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学		2		
		哲学		2		
		文学		2		
		歴史と文化		2		
		生命倫理		2		
		宗教学		2		
		教育学		2		
		人間関係論	2			
		コミュニケーション理論と実際	2			
		健康スポーツ科学		1		
		生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2		
		法学（日本国憲法）		2		
		社会学		2		
		文化人類学		2		
		経済学		2		
		国際関係論		2		
		社会福祉学		1		
		国際的な健康課題		1		
		人権・ジェンダー		2		
		科学論		2		
		環境変化と生態		2		
		観察生物学入門		2		
		生物学		2		
		物理学	2			
		化学		2		
	情報理解群	統計学	1			
		情報リテラシーⅠ	1			
		情報リテラシーⅡ		1		
		情報倫理	1			
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1		
		英語Ⅱ（英会話）		1		
		英語Ⅲ（講読・記述）		1		
		英語Ⅳ（英語コミュニケーション）		1		
		英語Ⅴ（保健医療英語）	2			
		英語Ⅵ（応用英語）		1		
		英語Ⅶ（上級英語）A		1		
		英語Ⅶ（上級英語）B		1		

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）		1		
		薬理学Ⅱ（各論）		1		
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）		1		
		微生物学Ⅰ（総論）	1			
		微生物学Ⅱ（各論）		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学	1			
	健康と保健医療システム	健康論		1		
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）	1			
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1		
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）		1		
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）		1		
		保健医療情報論	1			
		リハビリテーション概論	1			
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学	1			
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）		1		
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論	1			
	リハビリテーション専門基礎科目	人体の構造Ⅰ（筋・骨・神経系の構造）	1			
		人体の構造Ⅱ（脈管・内臓・感覚器の構造）	1			
		人体の構造実習	1			
		人体の機能Ⅰ（動物性機能）	1			
		人体の機能Ⅱ（植物性機能）	1			
		人体の機能実習	1			
		運動学Ⅰ（運動の基礎科学）	1			
		運動学Ⅱ（応用的運動科学）	1			
		臨床運動学	1			
		機能解剖学	1			
		人間工学		1		
		人間発達学	1			
		医学総論	1			
		内科学総論	1			
		内科学各論	1			
		神経科学総論	1			
		神経科学各論	1			
		整形外科学総論	1			
		整形外科学各論	1			
		精神神経科学総論	1			
		精神神経科学各論		1		
		臨床薬理学	1			
		老年科学	1			
		小児科学	1			
		臨床医学概論	1			
		リハビリテーション医学	1			

専門科目	理学療法専門基礎科目	理学療法概論	1			
		理学療法管理学	2			
		理学療法リーダーシップ論	1			
		運動療法学	2			
		理学療法評価学Ⅰ	2			
		理学療法評価学演習	1			
		理学療法評価学Ⅱ（神経系）	2			
		理学療法評価学Ⅲ（統合・解釈）	1			
		日常生活活動学	2			
		日常生活活動学演習	1			
		物理療法学	1			
		物理療法学演習	1			
		義肢装具学	2			
		義肢装具学演習	1			
		理学療法研究方法論	1			
	理学療法専門科目	運動器障害理学療法学	2			
		運動器障害理学療法学演習	1			
		運動器障害理学療法治療学	1			
		神経系障害理学療法学	2			
		神経系障害理学療法学演習	1			
		神経系障害理学療法治療学	1			
		内部障害理学療法学	2			
		内部障害理学療法学演習	1			
		内部障害理学療法治療学	1			
		発達障害理学療法学	2			
		発達障害理学療法学演習	1			
		発達障害理学療法学治療学	1			
		地域理学療法学	2			
		地域理学療法学演習	1			
		生体機能計測学	1			
		理学療法応用評価学	1			
		スポーツ傷害理学療法学		1		
		ウィーメンズヘルス理学療法学		1		
	臨床実習	臨床体験実習	1			
		評価実習	4			
		総合実習Ⅰ	7			
		総合実習Ⅱ	7			
		地域理学療法学実習	1			
	研究	卒業研究Ⅰ	1			
		卒業研究Ⅱ	2			

別表第１（第３４条）

授業科目の名称			単位数			備考
			必修	選択	自由	
健康科学部　リハビリテーション学科　作業療法学専攻						
特色科目		体験ゼミナール	1			
		千葉県の健康づくり	1			
		専門職間の連携活動論	1			
		社会実習（ボランティア活動）			1	
一般教養科目	人間理解群	心理学	2			
		哲学		2		
		文学		2		
		歴史と文化		2		
		生命倫理		2		
		宗教学		2		
		教育学		2		
		人間関係論		2		
		コミュニケーション理論と実際		2		
		健康スポーツ科学		1		
		生涯身体運動科学		1		
	生活と環境群	生活とデザイン		2		
		法学（日本国憲法）		2		
		社会学		2		
		文化人類学		2		
		経済学		2		
		国際関係論		2		
		社会福祉学		1		
		国際的な健康課題		1		
		人権・ジェンダー		2		
		科学論		2		
		環境変化と生態		2		
		観察生物学入門		2		
		生物学		2		
		物理学	2			
		化学		2		
	情報理解群	統計学	1			
		情報リテラシーⅠ	1			
		情報リテラシーⅡ		1		
		情報倫理		1		
	外国語群	英語Ⅰ（講読）		1		
		英語Ⅱ（英会話）		1		
		英語Ⅲ（講読・記述）		1		
		英語Ⅳ（英語コミュニケーション）		1		
		英語Ⅴ（保健医療英語）	2			
		英語Ⅵ（応用英語）		1		
		英語Ⅶ（上級英語）A		1		
		英語Ⅶ（上級英語）B		1		

保健医療基礎科目	人間のこころと身体	運動生理学総論		1		
		生化学総論		1		
		栄養学Ⅰ（基礎）	1			
		栄養学Ⅱ（応用）		1		
		心の健康		1		
		薬理学Ⅰ（総論）		1		
		薬理学Ⅱ（各論）		1		
		病理学Ⅰ（総論）	1			
		病理学Ⅱ（各論）		1		
		微生物学Ⅰ（総論）		1		
		微生物学Ⅱ（各論）		1		
		発達心理学		1		
		臨床心理学	1			
	健康と保健医療システム	健康論	1			
		公衆衛生学Ⅰ（基礎）		1		
		公衆衛生学Ⅱ（応用）		1		
		疫学・保健統計Ⅰ（基礎）		1		
		疫学・保健統計Ⅱ（応用）		1		
		保健医療情報論		1		
		リハビリテーション概論	1			
		救命・救急の理論と実際	1			
		画像診断学	1			
		保健医療福祉論Ⅰ（基礎）	1			
		保健医療福祉論Ⅱ（応用）	1			
		食育論Ⅰ（基礎）		1		
		食育論Ⅱ（応用）		1		
		健康と運動		1		
		家族社会学		1		
		医療経営管理論		1		
		リスクマネジメント論		1		
	リハビリテーション専門基礎科目	人体の構造Ⅰ（筋・骨・神経系の構造）	1			
		人体の構造Ⅱ（脈管・内臓・感覚器の構造）	1			
		人体の構造実習	1			
		体表解剖学	1			
		人体の機能Ⅰ（動物性機能）	1			
		人体の機能Ⅱ（植物性機能）	1			
		人体の機能実習	1			
		作業運動学Ⅰ（作業運動の基礎）	1			
		作業運動学Ⅱ（作業運動の応用）	1			
		作業運動学演習	1			
		作業運動学実習	1			
		作業分析学		1		
		人間工学		1		
		人間発達学	1			
		医学総論	1			
		内科学総論	1			
		内科学各論	1			
		神経内科学総論	1			
		神経内科学各論	1			
		整形外科学総論	1			
		整形外科学各論	1			
		精神神経科学総論	1			
		精神神経科学各論	1			
		臨床薬理学	1			
		老年科学	1			
		小児科学	1			
		臨床医学概論	1			
		リハビリテーション医学	1			

専門科目	基礎作業療法学	作業療法概論	1			
		作業療法管理学	2			
		作業療法基礎理論		1		
		作業療法研究法	1			
		基礎作業学・演習	1			
		基礎作業学実習		1		
		遊びとレクリエーション論入門		1		
		在宅支援の作業療法入門		1		
		地域精神保健作業療法入門		1		
	実践作業療法学	作業療法評価学総論	1			
		身体作業療法評価学	1			
		身体作業療法評価学実習	1			
		身体作業療法学Ⅰ	2			
		身体作業療法学Ⅱ	2			
		身体作業療法学演習	1			
		精神作業療法評価学	1			
		精神作業療法評価学実習	1			
		精神作業療法学	2			
		精神作業療法学演習	1			
		発達期作業療法学	1			
		発達期作業療法学演習	1			
		老年期作業療法学	1			
		老年期作業療法学演習	1			
		高次神経機能作業療法学	2			
		日常生活活動学	1			
		日常生活活動学演習	1			
		義肢装具学	2			
		福祉機器論	2			
		地域社会参加支援学	1			
		地域社会参加支援学演習	1			
		地域作業療法学	2			
		作業療法総合演習		1		
		アシスティブテクノロジー特論		1		
		司法システムと作業療法特論		1		
		中枢神経疾患アプローチ特論		1		
	臨床実習	臨床体験実習	1			
		評価実習Ⅰ	4			
		評価実習Ⅱ	4			
		総合実習Ⅰ	8			
		総合実習Ⅱ	8			
		地域作業療法学実習	3			
	研究	卒業研究	1			

別表第２（第４８条）

１　看護学科

区　分	必　修	選　択	合　計	備　考
特色科目	3単位	０単位	３単位	助産課程選択の場合は、「助産学概論」及び「助産診断・技術学Ⅰ」の計２単位を選択必修とするほか、別途、「助産診断・技術学Ⅱ」、「助産診断・技術学Ⅲ」、「助産診断・技術学Ⅳ」及び「助産学実習Ⅰ（産婦ケア体験）」、「助産学実習Ⅱ（継続支援）」、「助産学実習Ⅲ（産婦ケア）」の計１３単位が必要である。
一般教養科目	4単位	２０単位	２４単位	
保健医療基礎科目	１7単位	２単位	１９単位	
専門科目	７7単位	３単位	８０単位	
合　計	１01単位	２５単位	１２６単位	

２　栄養学科

区　分	必　修	選　択	合　計	備　考
特色科目	3単位	０単位	３単位	栄養教諭選択の場合は別途２３単位が必要
一般教養科目	6単位	１８単位	２４単位	
保健医療基礎科目	１0単位	４単位	１４単位	
専門科目	７8単位	７単位	８５単位	
合　計	９7単位	２９単位	１２６単位	

３　歯科衛生学科

区　分	必　修	選　択	合　計	備　考
特色科目	3単位	０単位	３単位	
一般教養科目	１1単位	１３単位	２４単位	
保健医療基礎科目	１3単位	３単位	１６単位	
専門科目	８1単位	２単位	８３単位	
合　計	１08単位	１８単位	１２６単位	

４　リハビリテーション学科理学療法学専攻

区　分	必　修	選　択	合　計	備　考
特色科目	3単位	０単位	３単位	
一般教養科目	１1単位	１３単位	２４単位	
保健医療基礎科目	１1単位	２単位	１３単位	
専門科目	８9単位	１単位	９０単位	
合　計	１14単位	１６単位	１３０単位	

５　リハビリテーション学科作業療法学専攻

区　分	必　修	選　択	合　計	備　考
特色科目	3単位	０単位	３単位	
一般教養科目	8単位	１６単位	２４単位	
保健医療基礎科目	9単位	１単位	１０単位	
専門科目	９0単位	３単位	９３単位	
合　計	１10単位	２０単位	１３０単位	